

決 議

(平成27年5月21日 於 定時総会)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、アベノミクスを始めとする各種施策の効果や、民間が取り組んできた構造改革による企業業績の改善に加え、原油安によるエネルギーコスト低下の恩恵等もあって、昨年春の消費増税の影響からようやく脱し、緩やかに回復の動きを続けている。

こうした中、平成29年4月に予定される消費税の再増税に耐えうる強い経済を取り戻せるかが問われており、デフレ脱却を確かなものとし、力強く持続的な経済成長を実現していくためには、今が正念場であり、わが国の潜在成長力のさらなる強化に向け、様々な分野での民主導のイノベーションを強力に展開し、技術革新による新たな価値を創造する等、日本企業の活力を最大限に引き出していく必要がある。

そのため、我々製造業としても、果敢に研究開発や技術開発に挑戦し技術力を高め、技術の進化によって高い付加価値を生み出すと共に、世界をリードする日本の「ものづくり」のさらなる発展を実現し、わが国産業の生産性の向上や競争力の強化を通じ、日本全体の成長力の底上げに貢献していく必要がある。

他方、成長の実感が被災地はもとより、地域経済や中小企業にも行き渡り、地方創生にもつなげていくためには、成長戦略の着実な実行が不可欠であり、企業活力の向上に資する規制・制度改革や税制改革の推進、電力コストの低減、TPPを始めとする経済連携交渉の推進、インフラシステム輸出におけるトップセールスの展開等により、日本経済の活性化を図っていかなければならない。

このような状況において、社会インフラから生産設備まであらゆる資本財を提供する我々産業機械業界は、被災地域の経済社会の再生に引き続き取り組むと共に、わが国の産業競争力をより一層強化するため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力の提供に取り組んでいく所存である。

併せて、わが国の強みであるエネルギー・環境保全分野に関する技術やサービスにさらに磨きをかけ、関連産業と連携しながら、新たな市場を創造し、地球環境保全と日本経済の再生に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. 力強く持続的な成長を実現するための施策

- (1) 被災地の本格復興の早期化・福島再生の早期実現に向け、集中復興期間の延長等により、平成 28 年度以降も十分な支援措置を講じると共に、生活・産業インフラの着実な整備等、地方創生に向けた取り組みと一体的に復興の加速に向けた取り組みを強化すること。
- (2) 成長戦略の着実な実行により、経済社会の構造改革を重点的に推進し、消費税引き上げまでの 2 年余りの間に、中小企業や地方にまで景気回復の波を行き渡らせ、デフレ経済から成長経済へ確実に移行させること。また、産業競争力の強化を通じて経済活動を活性化させ、家計の所得向上・消費増加が企業の投資を刺激することで、さらなる企業の競争力強化、国の経済成長という好循環を形成すること。
- (3) 企業の国際競争力を強化するとともに、対内直接投資を積極的に呼び込む観点からも、法人実効税率のアジアや OECD 諸国並みである 25% 程度までの速やかな引き下げや、規制改革、社会保障負担の軽減、エネルギー政策の再構築等により、事業環境の国際的なイコールフットイングを早期に実現すること。
- (4) ロボット新戦略の推進や IoT 技術の活用の促進等により、わが国の抱える社会課題の解決や、ものづくり・サービスの国際競争力の強化を通じて、新たな付加価値を生み出し利便性と富をもたらす社会の実現を目指すこと。
- (5) 大規模災害等の脆弱性に対応するべく、老朽インフラの保全・整備のための公共投資を積極的かつ効率的に実施すると共に、高度な点検・診断技術や補修・更新方法の開発を加速させる各種施策の充実、PPP・PFI といった手法のさらなる活用、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため一体的改正が行われた品確法・建設業法・入契法の遵守等により、安全で安心な経済社会の構築を目指すこと。
- (6) 被災地における雇用の維持・確保の問題や、職種・企業規模間のミスマッチ、若年者・高齢者の雇用問題等の構造的な課題の解決に向け、労働市場の多様性を踏まえた雇用政策をより一層充実させること。また、外国人材の活用拡大に向け、受け入れ環境の整備や技能実習制度の拡充等を図ること。

2. 製造業の競争力強化に向けた施策

- (1) イノベーション創出の主体的役割を果たす製造業の技術力のさらなる強化や生産性の向上に向け、企業の設備投資や研究開発投資を促進させる税制優遇措置や補助金・補助事業等の施策を一層充実させること。また、未活用分野へのロボット導入を始めとする先端技術の市場化や導入促進等の各種施策を重点的に展開すること。
- (2) 輸出競争力をさらに高めるため、TPP や RCEP、FTAAP 等の大型の経済連携協定や自由貿易協定への取り組みを強力に推進し、世界の新たな経済秩序作りに一層貢献すると共に、国益に沿った交渉結果を勝ち取るべく、経済外交を展開すること。また、TPP 等への国民的議論を高め、理解を得るよう努めること。
- (3) わが国産業の基盤を支える中小製造業の競争力をより強化すると共に、国際的な事業活動を支援するための各種施策を一層充実させること。

- (4) 新事業・新産業創出のため、産官学連携による技術開発の推進、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の拡充、「ものづくり」を支える人材やグローバル人材の育成、イノベーションの創出や産業競争力の維持・強化に不可欠な理工系人材の育成の施策を総合的に進めること。
- (5) 過度な円安等、為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

3. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 多様なエネルギー源を組み合わせたエネルギーミックスによる安全・安心で経済性・環境性のバランスのとれたエネルギー供給体制を早期に構築すること。また、安全性の確認された原子力発電所については、地元での十分な理解を得ながら再稼働を進めると共に、原子力発電の安全性を世界最高水準に高めるための技術開発や人材育成等への支援を一層充実させること。
- (2) 再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及のため、導入促進に向けた支援策の充実と共に、政府系研究開発投資等の拡充や実証試験、工場等の未利用エネルギーの有効利用等に伴う規制緩和、製造者へのインセンティブ付与等、総合的かつ戦略的に各種施策を実行すること。また、水素社会の実現に向けた取り組みや木質バイオマスのエネルギー利用の推進、風力発電の導入加速に向けたさらなる取り組みの強化、海洋資源エネルギーの開発等を強力に推進すること。
- (3) わが国の温室効果ガスの削減目標は、成長戦略を下支えするエネルギーミックス等が作成された上で、国際的公平性・実現可能性・国民負担の妥当性・経済性を確保したものとすること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。また、老朽化した生産設備の新陳代謝等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

4. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) 日本企業が新興国等の大型インフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進すると共に、円借款・無償資金協力、JICAによる投融資、JBICによる投資金融、NEXIによる貿易保険等の活用や海外交通・都市開発事業支援機構による事業支援を図ること。なお、アジアインフラ投資銀行（AIIB）への対応は、日本企業が競争上不利になることのないよう進めること。
- (2) 海外において事業活動を安全に実施できるよう、各国の事情に応じたガイドラインの整備や緊急時の迅速かつきめ細やかな情報発信、国外退避手段の確保等、各種支援を拡充すること。
- (3) 租税条約の締結国の拡大や既締結条約の高水準な内容への改定、非関税障壁の撤廃、海外出張・勤務者の就業ビザの取得緩和、知的財産保護等に関する協議を推進すると共に、海外競合企業への技術情報等の流出を抑止するための対策強化を図ること。

○当業界のなすべき事項（決意）

1. わが国の再生、競争力の強化

- (1) 震災復興を加速し、被災地域の経済社会の再生に向け業界一丸となって取り組む。また、老朽化した全国の社会インフラの整備等に取り組み、災害リスクを軽減させ、日本の立地競争力の強化に貢献する。
- (2) わが国の産業競争力のさらなる強化に貢献するため、「ものづくり力」の強化やイノベーションの加速等により付加価値の向上を図る。
- (3) エネルギー・環境分野での社会貢献を含め、新規成長分野の開拓や社会インフラ等の海外戦略の強化に努める。特に、風力発電やバイオマス等の再生可能エネルギー分野での新たな需要の開拓に取り組む。
- (4) 産業機械の標準化・規格化を推進し、市場のグローバル化への対応を図ると共に、さらなる産業の発展を目指す。
- (5) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、産業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (6) 産業振興に寄与する対策を検討し、取りまとめた上で政策当局に提言していく。

2. 国際協力・国際交流の推進

- (1) 新興国等のインフラ整備や環境保全等に貢献するため、現地メーカーや団体等との技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (2) 調査団等を派遣し、海外市場に関する的確な情報把握に努める。
- (3) 海外の産業機械業界との協調関係をより強化する。

3. 環境問題への対応

- (1) 地球温暖化対策、廃棄物の排出削減・再利用・再資源化を推進すると共に、革新的技術の開発に努める。
- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の使用削減のため、大気排出実績等の調査研究を進める。
- (3) 「産業機械工業の環境に関するグランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。

4. その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取りまとめる。
- (2) 従業員、企業、業界の組織的努力により安全意識をさらに向上させ、産業事故を未然に防止し、職場のゼロ災害達成を目指す。